

学校でけがをしてしまった!



学校の管理下においてけがをし、医療機関を受診した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターより災害給付が受けられますので、学校に報告をし、申請書類①～③をご提出ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

○学校管理下での災害に対し、給付金が支払われる制度です。

- ・本校では原則として全校生徒に加入していただいております。(本校在学中は自動更新)
- ・共済掛金 920 円/年 (保護者負担金：460 円/年)



○スポーツ振興センター災害共済給付制度と真岡市の医療費助成制度(子ども医療費)を重複して利用することはできません。

初診から治癒までの総医療費が500点(窓口自己負担額1,500円)未満等で対象外となる場合は子ども医療助成制度をご利用ください。

〈比較表〉

	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	真岡市子ども医療助成制度
対象者	加入している生徒	受給資格所有者
対象となる災害	学校管理下の災害(部活動・登下校含む)保険診療(通院・入院)報酬点数が500点(=窓口負担1,500円)以上の災害	保険診療(通院・入院)
支給額等	保険診療の一部(3割)に1割上乘せ <u>合計4割</u> 入院に係る食事療養標準負担額 <u>全額</u> 治療用装具・生血・障害見舞金・死亡見舞金	保険が適用された医療費の自己負担分および入院時の食事療養費
支給期間	治癒まで(初診から最長10年間)	中学校卒業まで
手続き	学校・市教委を通して申請	真岡市役所
窓口支払い	あり	なし
給付時期	2～3か月後	現物給付
時効	初診日から2年	初診日から5年
その他	病院窓口で学校管理下の災害と申請してください	真岡市子ども医療費助成制度についてリンク https://www.city.moka.lg.jp/toppage/lifescene/child/kosodate/5788.html

医療機関受診の際、「学校管理下の災害である」と申告して、窓口で医療費を支払う



手続きに必要な書類をダウンロードまたは学校から受け取り、医療機関の窓口へ提出し、書類の記入を依頼する

(書類は月に1枚必要となりますので、翌月も通院された場合は再ダウンロードまたはお申し出ください)



医療機関から書類を受け取る

※書類作成にかかる期日は医療機関によって様々ですので、各医療機関の窓口でお確かめください。



学校(学級担任又は保健室)に書類を提出



学校からスポーツ振興センターへ申請



スポーツ振興センターにて審査



給付が認定された場合、学校の口座へ入金



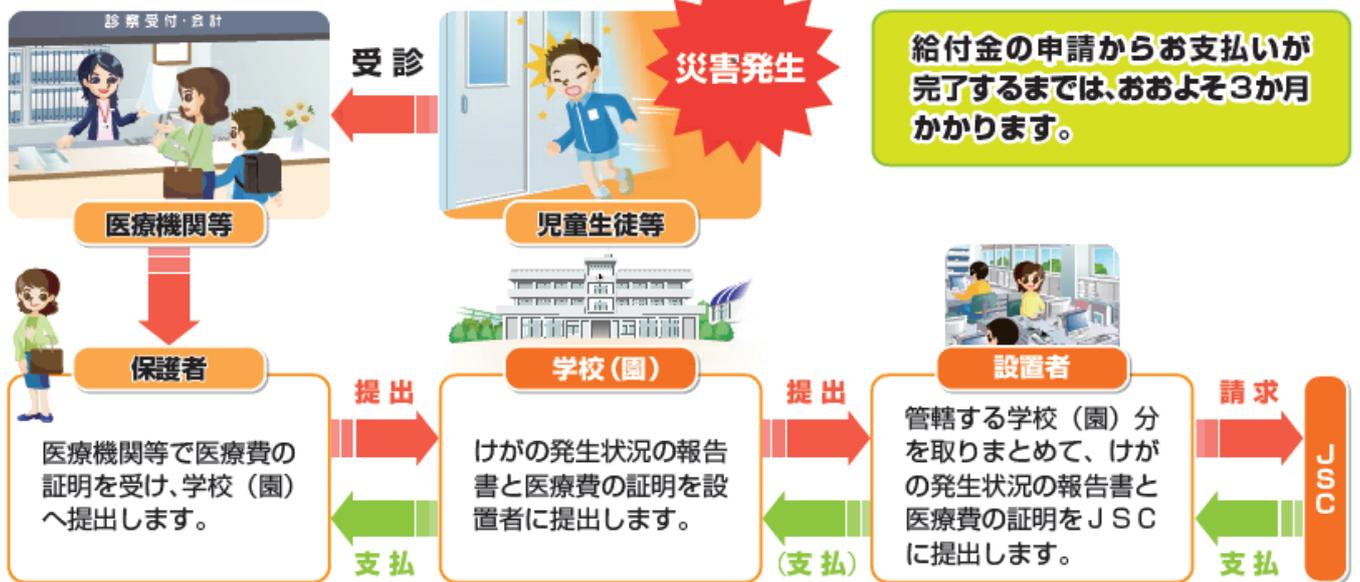
学校からご家庭へ給付

※原則として保護者の方にご来校いただき受領をお願いしておりますが、少額の場合や、どうしてもご来校のご都合がつかない場合は、生徒本人へ給付金をお渡ししますので、ご相談ください。その際、同封の領収書にご署名とご印鑑をお願いいたします。

※申請してから支給までには2~3ヶ月かかります。また、書類の不備や学校への提出時期によっては、それ以上かかることもありますのでご了承ください。



災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

学校感染症に罹患した場合の取り扱いについて

学校での集団生活において、感染性疾患が蔓延しないように「学校において予防すべき感染症」（以下「学校感染症」）が定められています。学校感染症に罹患し、医師の診断を受けた場合は出席停止となりますので、速やかに学校にお知らせください。治癒後、登校する際に、学校へ提出する届がありますが、感染症ごとに様式が異なりますのでご確認ください。

〈学校感染症の種類と出席停止期間〉

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）、 新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等）	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

各種手続き、対応等（令和4年12月現在）

〈学校への連絡〉

○学校感染症に罹患または罹患した疑いがある場合は、速やかに学校へご連絡ください

〈書類等の提出〉

○治癒後、登校する際に、登校に支障がないことおよび感染の恐れがないことを確認のうえ、感染症の種類ごとに以下の書類の提出をお願いいたします。



○インフルエンザの場合

インフルエンザ受診証明書等書類の提出は必要ありません

○インフルエンザ以外の感染症の場合

意見書をご提出ください。（医療機関で配布）

麻疹（はしか）、風しん、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

登校届をご提出ください（ダウンロードもしくは学校で配布）

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病およびヘルパンギーナ、伝染病紅斑（りんご病）、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、帯状疱疹、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹、頭ジラミ